

めむろてつなん 保育所三者協議会設置要綱

（目的）

第1条 めむろてつなん保育所に入所している児童の福祉増進をはかり、より良い保育の実施と保育運営の情報共有化をはかるため、めむろてつなん保育所三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 協議会の構成は次のとおりとする。

- （1）入所児童の保護者会役員
- （2）十勝立正福祉事業会役員及び保育職員
- （3）町担当部局職員

（会議）

第3条 協議会の開催は次のとおりとする。

- （1）年2回は定期に開催する。
- （2）緊急に協議会を開催する必要がある、構成するものから申し入れがあったとき。

（事務局）

第4条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は十勝立正福祉事業会に置く。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

平成19年 9月 6日 施行

平成20年10月 8日 一部改正